

第 4 部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

注

- 1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の 3%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。